国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること

項目	諮問内容
1 医療費指数反映	医療費水準を納付金の配分に全て反映 (α=1)。
係数 (α)	
2 納付金の算定対	医療分の保険給付費は、療養の給付、入院時食事療養費、入院時
象とする保険給付	生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療
費の範囲	養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費とする。
	なお、各市町村の出産育児一時金、葬祭費、保健事業費は、保険
	料水準を統一する場合は納付金の算定対象費用に含めることが可
	能とされているが、本県は当面は保険料水準の統一は行わないこと
	としているため、これらを納付金の算定対象費用に含めない。
3 所得係数及び応	応能割と応益割の割合の算出は所得係数 (β) ※を使用。
能割と応益割の割	※所得係数 (β) = 県平均の1人当たり所得÷全国平均の1人当た
合	り所得
4 激変緩和措置に	激変緩和措置は、被保険者1人当たりの納付金が制度改革前の納
ついて	付金相当額と比べ、医療費等の自然増等の割合に1パーセントを加
	算した割合を超えて増加すると見込まれる場合に行う。
	ただし、国の激変緩和対策や激変緩和に必要とする費用額等を踏
	まえながら、各年度の納付金算定時に必要に応じ市町村と協議す
	る。
5 納付金の配分の	3方式を採用する。
算定方式	(所得割、被保険者均等割、世帯別平等割)
6 所得割と資産割、	所得割:資産割=100:0 (3方式のため、資産割を用いない。)
均等割と平等割の	均等割:平等割=70:30
賦課割合	
7 賦課限度額	国民健康保険法施行令のとおり。
8 高額な医療費の	特別高額医療費(レセプト1件当たり 420 万円超のうち 200 万円超
共同負担	部分)の共同負担を行う。